

市役所各課へは
代表番号
(☎0956-24-1111)
からお申し込み



お知らせ

●年末年始の地域安全運動

■最寄りの警察署

期間 12月1日～1月3日 次のこと
ことを心掛けましょう▼外出時は戸締まりを確認し、近所に声を掛ける▼
▼わずかな間の駐車でもドアのかぎを掛ける▼子どもの外出時には行き先を確認する▼非行防止のため子どもに帰宅時間を守らせ、家庭での会話を大切にす▼暴力団から被害を受けたら警察に届ける▼犯罪や事故を見たり聞いたりしたら迷わず警察へ通報する

●年末の交通安全県民運動

■市役所交通安全対策課

期間 12月12日～31日 スローガン
「思いやる 心ひとつで 事故はゼロ」
運動の重点 飲酒運転の根絶▼高齢者の交通事故防止▼後部座席を含むシートベルトとチャイルド

シートの正しい着用の徹底 ※夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯にもご協力を。

●歳末消防特別警戒

■消防局警防課

期間 12月15日～31日 内容 消さないで あなたの心の 注意の火を合言葉に、市長巡視、消防局職員、消防団員による夜警など防火運動を実施します ※たばこの後始末、てんぷら鍋や暖房器具の取り扱い、火遊びなど十分にご注意を。



●新生活門松カードのご利用を

■市消費生活センター

（☎0956・22・2592）
正月らしい絵や文字が印刷されています。正月の玄関飾りにどうぞ
料金 2枚1組五十円 申し込み 12月20日までに同センターへ

●医療費の節減を心掛けましょう

■市役所国民健康保険課

高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加などにより医療費は年々増えています。一人一人が健康に留意し、重複受診をやめ、薬を必要以上に求めないなど、医療費の節減にご協力ください。

●国民健康保険の夜間、日曜相談

■市役所国民健康保険課

●夜間相談 12月21、26日 17時15分～20時
●日曜相談 12月24日 9時～16時
ところ 同課 相談内容 保険料の納付、国保資格など

●交通事故などに遭ったら

■市役所国民健康保険課

交通事故に遭って国民健康保険を使うときは、医療機関にその旨を伝え、警察で人身事故扱いの事故証明書の手続きをして、国民健康保険課で手続きを。飼い犬にかまれたときや傷害などの場合も同課へ。

●12月は固定資産税第4期分、国民健康保険税第7期分の納付月です

■市役所納税課

忘れずに納期内に納めましょう。納付には便利な口座振替や納税組合をご利用ください。

●夜間申請受付ボックスのご利用を

■市役所戸籍住民課

住民票の写し、戸籍謄抄本の交付申請がいつでもできます 設置場所 市役所前、各支所、島瀬町警察官連絡所横 申請できる人 申請しようとするものに記載されている人



●誕生祝金、記念品の申請を

■市役所戸籍住民課、各支所、各行政センター

●誕生祝金(二万円) 対象 本市に住民登録または外国人登録されている、第3子以降の子を出産した母(同一の母) 申請期間 新生児の誕生から6カ月 ●誕生記念品(アルバ) 対象 本市に住民登録または外国人登録されている人の新生児 申請期間 新生児の誕生から1年

●国民年金の現況届の提出が原則不要となります

■佐世保社会保険事務所

（☎0956・34・1145）
国民年金受給者の現況届が、平成18年12月提出分より、原則として不要となります

●給与支払報告書の提出準備を

■市役所市民税課

平成18年中に給与・賃金などを支払った法人や個人事業主は、従業員の扶養控除や保険料控除などを確認し、賃金台帳などの整理を。年末調整が済んだら、給与支払報告書2部(フリガナ、生年月日の記入が必要)と総括表1部の提出を 提出期限 1月31日 提出先 同課

●市立小・中学校就学のお知らせ

■市教育委員会学校教育課

内容 市立小・中学校への新入学の際には、住民登録地の校区への就学案内を通知しますが、特別な事由があり、指定外校区への通学の希望がある場合は、指定外通学許可の申請が必要です。なお、指定外通学を許可された場合は、保護者の責任で通学の安全を確保してください 申請期限 1月31日 提出先 同課

●市立図書館の本のインターネット予約サービスをご利用ください

■市立図書館

（☎0956・22・5618）
パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、本の予約ができます ※ご利用の際は、同館が早

要となります ※12月生まれの人より順次。ただし、加給年金額対象者の生計維持確認や障害年金に関する診断書等の提出は必要です。

「佐世保空襲資料室」を開設します

とき 12月8日10時より常設
※見学時間は、毎週土・日曜10時15分

ところ 旧戸尾小学校A棟2階
佐世保空襲など戦争の恐ろしさや悲惨さを物語る写真のほか、貴重な資料が展示してあります。 ※空襲や戦争に関わる資料・情報の提供やボランティアを募集しています。



お尋ね
佐世保空襲犠牲者遺族会・岩村さん
（☎0956・31・9236）
佐世保空襲を語り継ぐ会・新貝さん
（☎0956・24・6551）

選挙ひとくちメモ 政治家の寄付の禁止

政治家（候補者や候補予定者を含む）は、選挙区内にある者に対して、寄付をすることは禁止されています。この中には、中元や歳暮、お祝い、お見舞い、せん別なども含まれます(政治団体や親族へのものを除く)。また、有権者が政治家に対し寄付の勧誘や要求をすることも禁止されています。ただし、政治家本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式における香典は、罰則の対象から除かれています。 【お尋ね】 市選挙管理委員会事務局

●12月は下水道受益者負担金の納付月

■水道局下水道管理課

（☎0956・24・1151）
月末までに最寄りの金融機関で納入してください。前回未納の人は併せて納入してください。負担金は下水道建設のための貴重な財源となります。納期を守りましょう。

人権 シリーズ

人権週間とは? 国際連合は、1948年12月10日に世界人権宣言を採択し、1950年には12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、人権デーまでの1週間(12月4日～10日)を人権週間と定め、毎年人権尊重思想の啓発活動が展開されています。啓発標語「育てよう 一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に」